

会議の名称	平成26年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成27年1月7日(水)午後6時30分～8時00分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第4会議室		
出席者 および欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員・水戸部瑞江委員 (市事務局) 當間総務部長・清遠総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者：田村初恵委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総務部長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度諮問第9号 「結核性疾病・精神病医療給付費分析等委託」(保険年金課) 4. 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法の改正等に伴う「東村山市個人情報保護に関する条例」の一部改正 ・東村山市地域包括支援センターから国保連合会へ介護給付費を請求する際の伝送方法の変更(I SD N回線からインターネット回線へ) ・第2回、第3回審議会でも出された意見に対する回答 		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。皆様ご存知と思いますが、今年はマイナンバー制度が実施される運びとなっております。実際の実施は来年からですが、市としては今年度から準備を始めております。賛否両論のある制度ではありますが、法で定められている以上は確実な実施に向けて準備を進めているところでございます。そのなかで、個人情報保護条例と市の独自条例につきましても影響を受けるものと考えております。皆様方には、条例改正または制度の実施の運びの段など今後もお世話になるかと思っております。どうぞ本年もよろしくお願いいたします。</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から臼井雅子会長へ諮問書を手渡す。</p>			

(3) 諮問審議

- 諮問第9号「結核性疾病・精神病医療給付費分析等委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見および保険年金課の回答

- 契約の仕様書は、諮問書の11ページから何ページまでになるのか。
→ 17ページまでである。
- 仕様書中の「甲」と「乙」は何を指すのか。
→ 諮問書6ページの委託契約書(案)にあるとおり、甲は東村山市(以下「市」という)で、乙は都築電気(株)を指している。
- 受託者の都築電気(株)から安川情報システム(株)に再委託が予定されているが、都築電気(株)は個人情報を取り扱わないのか。
→ 都築電気(株)は市からUSBメモリを受け取り、その内容の点検を行う。したがって都築電気(株)においても個人情報を取り扱う。
- 市からUSBメモリを渡す相手先というのは、都築電気(株)でよいのか。
→ その通り。
- まず市と都築電気(株)で個人情報の受け渡しを行う。その後、都築電気(株)と安川情報システム(株)で受け渡しを行うということによいか。また、その受け渡しの際にセキュリティ便が使用される可能性があるのか。
→ その通り。
- 現在、市では本委託事業以外に、セキュリティ便を使用しているのか。

(情報公開係)

これまでに諮問した事業においても、USBメモリ等を送る際にセキュリティ便を使用しているものはある。

- 郵便の書留でも100%安全ではないので、セキュリティ便であれば確実に安全とは言い難い。都築電気(株)や安川情報システム(株)はこれまでもセキュリティ便を使用したことがあると思うので、両事業者に過去にヒヤリ・ハット事例がなかったか聞いて欲しい。「危ない事例がなかったか受託者に聞く」という行為が、東村山市はセキュリティに厳しいぞという受託者への牽制になるので大事だと思う。
→ 承知した。

(情報公開係)

保険年金課の別の委託事業で、受託者とセキュリティ便でUSBメモリの受け渡しをしているものがあるので、セキュリティ便利用時に相手先に届かなかつたなどの事例があれば課内で情報共有してほしい。

- 昨年諮問させていただいた「国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知作成業務委託」において、個人情報の受け渡しの際にセキュリティ便を使用した。特に事故は無くきちんと受け渡しされている。
- 本委託事業では個人情報に暗号化を施すとのことだが、暗号も解読されている実態があるので、過信しない方がよい。
- 個人情報保護において中核となるのが、「個人情報を取り扱う場所」と「個人情報の移動」部分なので、そこをきちんと押さえているかが大事である。個人情報を含んだUSBメモリは市から都築電気(株)に送り、そこから安川情報システム(株)に送る。成果物納品時に、安川情報システム(株)から都築電気

- (株)に返送され、そこから市に返送されるということでしょうか。
- その通り。成果物納品時は、安川情報システム(株)がUSBメモリ内の不必要なデータをきちんと消去しているかどうか、都築電気(株)が確認する必要がある。
 - そうするとUSBメモリの移動がかなり多い。個人情報の移動は最小限にするのが紛失等を防ぐ上で望ましいのだが。
 - 委託先が都築電気(株)で、再委託先として申し出があったのが安川情報システム(株)とのことだが、市が安川情報システム(株)と直接契約する選択肢はなかったのか。
 - 都築電気(株)は、国民健康保険事業への国庫助成である調整交付金の関連システムを都内で多く受注している大手である。今回の業務を受託するにあたり、営業窓口は都築電気(株)であり、安川情報システム(株)はあくまで都築電気(株)の提携事業者という関係ときいている。結核性疾病・精神病医療給付費の抽出システムを開発しているのは安川情報システム(株)だが、都内での営業は都築電気(株)が行い、安川情報システム(株)は直接自治体に売込みはできないという話で、都築電気(株)との契約を予定している。
 - 結核性疾病・精神病に対する特別調整交付金はこれまでなかったのか。
 - これまでも交付金制度はあったが、該当レセプトの抽出が困難で申請資格があるかどうか判断できなかった。しかし、昨年ご審議いただいて開始した「国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知作成業務委託」の結果、当市では25歳から54歳の被保険者の医療費の多くを占めるのが精神・行動の障害であることが判明し、交付金対象となる可能性が高いことがわかった。それを踏まえて次のステップである本事業に進むものである。
 - 膨大な情報を分析してもらうということだが、1年分の全てのレセプトデータを渡すイメージでよいのか。
 - その通り。
 - 委託費用はどの程度で、結核性疾病・精神病に係る医療給付費が15%以上を超える場合は、どれくらいの補助金が交付されるのか、本委託事業の費用対効果を教えて欲しい。
 - 以前にトライアルを実施しその結果があるので報告する。まず、今回の委託費用は500万円前後を考えている。また、トライアル実施時に算定された「結核性疾病・精神病に係る医療給付費が17.54%」という結果が12ヶ月分同様だった場合は、1億円弱の交付金が交付されると推定している。ただ、今回の交付金は特別調整交付金という枠組みであるが、別に普通調整交付金という制度もある。特別調整交付金が増えた場合は普通調整交付金が少し減額される仕組みがあり、その下がり幅が2,000万円程と推定している。その結果、純粋な歳入増が7,000万円程と見越している。
 - 再委託予定先である安川情報システム(株)の社は北九州市だが、東京都内に事務所はあるのか。無ければ、都築電気(株)から北九州市に個人情報を含んだデータを送るのか。
 - 東京都内に事務所がある。
 - 東京都内に事務所があるのなら、市役所に来て作業してもらった方が、個人情報の漏えいのリスクは少ないと思うが。
 - レセプト抽出のための専門システムが場所をとってしまうので、市の事務室等を使用して業務を行ってもらうことは困難だと考えている。
 - レセプトデータから結核性疾病・精神病に係るレセプトを抽出する作業は、年間6回行うのか。

- 1度に全てのレセプトデータを渡すので、年1回の作業になる。
- レセプトデータを市が渡してから、返送されるまでの期間はどのくらいか。
- 本年度に関しては約1ヵ月である。来年度以降は交渉次第だが、数回に分けてデータを渡す可能性もある。
- USBメモリの移動時が一番、個人情報の漏えいが起こる危険性がある。個人情報が含まれたUSBメモリが現在どこにあるのか、市にメールなどで報告はしてもらえるのか。
- 受け渡し報告については、文書もしくはメールで連絡がくるようになっている。
- 諮問書2ページ【4 個人情報の受け渡し(3)】に「個人情報を含む紙媒体」という文言があるが、紙媒体はどのようなものなのか。
- 諮問書17ページに「別紙3 対象レセプトの説明資料」があるが、これが受託者から市に提出される紙媒体である。特別調整交付金を国に申請するにあたり、市は東京都のヒアリングを受けるが、東京都から「このデータの数字はどのように算出したのか」という質問を受ける可能性がある。その際の説明資料として受託者に作成・提出してもらう。
- この説明資料は、医療機関を受診した人数分全部作ってもらうのか。
- 東京都は全てのレセプトを見るわけではないので、全員分の説明資料は不要である。諮問書15ページの「別紙1 分析分類一覧」のとおり、結核性疾患・精神疾患のレセプトといっても色々なパターン(申請対象外を含め27パターン。「主病名が結核・精神のみ」、「病名に結核・精神があり、診療行為比率が50%以上」など)がある。そのパターンに合うレセプトごとに説明資料を作成してもらうイメージなので、説明資料の枚数は多くない。
- 諮問書1ページ【2 委託内容(1)】に、受託者に渡すレセプトデータは国民健康保険被保険者全員のデータであり、そこから結核性疾患・精神疾患に係るレセプトを抽出してもらうとあるが、明らかに結核性疾患・精神疾患とは関係のないレセプトは市で除いてから受託者に渡すことはできないか。
- レセプトは1ヵ月分で約4万枚になるので、そこから結核性疾患・精神疾患にあたるレセプトはどれなのか、市職員が確認・抽出するのは困難である。したがって、レセプト全件をデータ化したものを受託者に渡してそこから抽出してもらう形をとりたい。データ化は東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)が行う。昨年諮問した「国民健康保険医療費分析事業」でも、国保連がデータ化したレセプトデータを受託者に渡している。
- レセプトを仕分ける手間を考えると、委託する方が手間はかからないのか。
- 業務時間的にも相当な違いがでてくる。
- 暗号化を施したとしても100%安全とはいえないという話が先ほどあったが、これだけの個人情報が万が一漏えいした場合の価値というのはどのくらいか。診療情報というのは氏名・住所などの一般的な個人情報とは異なるので価値判断が難しいと思うが。

(総務部長)

その質問にお答えすることは非常に難しい。たとえば過去の判例で、氏名・住所などの一般的な個人情報の場合は数千円から3万円程度になる。しかし、これだけの個人情報が漏えいした場合はかなりの使い道がでてくるので、価値という面では、住所・氏名・生年月日とは比較にならない程重いものになるが、それがどの程度の価値になるのかは算出できない。

- 諮問書28ページから34ページにある「機密保持契約書」および「個人情報の保護に関する覚書」は、都築電気(株)と安川情報システム(株)との間で取り交わされた契約書という理解でよいか。

- その通り。
- 諮問書13ページ【(3) データ持ち出しの禁止】で、「乙は、作業従事者の作業場への私物の持ち込みを禁止する」とあるが、ここでいう乙は、都築電気(株)でよいのか。
- その通り。
- 市と都築電気(株)間で結ぶ契約仕様書で都築電気(株)に遵守を求めている禁止事項が、都築電気(株)と安川情報システム(株)の間で結んでいる「機密保持契約書」及び「個人情報の保護に関する覚書」にきちんと網羅されているか、内容の突合せはしているか。再委託の場合、受託者との間ではきちんと取り決めしていても、その先の再委託の契約内容を受託者にお任せしてしまい確認しないことで危険が生じる。安川情報システム(株)はプライバシーマークを7回更新している会社なので大丈夫だと思うが、契約を複雑にすると責任の所在が曖昧になるので、契約仕様書で求めている内容と「機密保持契約書」「個人情報の保護に関する覚書」の内容が合致しているか突合せしておく必要がある。
- 市の委託先は都築電気(株)なので、安川情報システム(株)に再委託する際には、市が都築電気(株)に求めるセキュリティレベルと同等のものを都築電気(株)から安川情報システム(株)に求めてもらう。委員からご指摘があったので、契約仕様書で都築電気(株)に求めている内容と「機密保持契約書」「個人情報の保護に関する覚書」の内容の突合せをし、足りない部分があれば同等レベルまで追加してもらえよう都築電気(株)に求めていく。
- 安川情報システム(株)は7回もプライバシーマークを更新しているので安全だとは思いますが、しかし、コンピュータからの情報漏えいは人的な問題だけではなく、ハードディスクの交換や修理時に起こることも多い。このため、コンピュータ関係の保守業者がどこか、そして情報が漏えいした場合の責任の所在等について受託者と保守業者の間でどのような取り決めをしているのかを確認しておく必要があると思う。
 - 諮問書13ページ【(5) その他】で、レセプトデータの消去は受託者が行い、完了報告書を市に提出すると記載されているが、データ消去時は市の職員が立ち会って、消去方法や完全に消去されたことを実際に確認した方がよい。
- 承知した。
- 諮問書12ページ【6 成果物(1)ウ】に、「申請対象レセプトデータCSVデータのうち、高額療養費の対象となるレセプトCSVデータ」と記載されている。これは本委託事業の目的とはあまり関係ないデータに思えるが、必要な成果品なのか。
- 結核性・精神病的疾病によって高額療養費制度の対象になった方の医療費についても、医療費全体の15%を超えるかどうかの判定に使用してもよいという交付金申請の基準があるので、成果品に入れている。
- 安川情報システム(株)の事務所が東京にあると先ほど伺ったが、必ず東京の事務所で作業するという確約がとれているのか。
- これまでの都築電気(株)との話し合いのなかで、北九州市で作業する話は聞いていない。
- それは都築電気(株)を通じて改めて確認しておく必要がある。市としては、安川情報システム(株)が東京の事務所で作業するのでなければ再委託を承認しがたいというくらいの姿勢で、都築電気(株)と交渉してほしい。
- 承知した。昨年の「国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知作成業務委託」の受託者の事務所は広島だったが、ちょうど私用で広島に行

くことがあったので、どのようなセキュリティ体制なのか、事務所に伺って現場を確認してきた。安川情報システム（株）の東京の事務所も同様にしたいと考える。

- 都築電気（株）は市から受け取ったレセプトデータの点検をし、安川情報システム（株）で抽出作業をして成果品をつくり、都築電気（株）で成果品の再点検を行うということだが、そうすると仕様書の委託内容のほとんどを安川情報システム（株）が行うという理解でよいのか。
- その通り。結核性疾病・精神病医療給付費を抽出するシステムは安川情報システム（株）が開発しており、現在、特許申請を行っている。
- 本事業では再委託の構造は避けられないと思うが、再委託先でのセキュリティ体制がどうなっているか、疑問に思ったことは受託者の都築電気（株）に確認することが大切である。都築電気（株）に対して「安川情報システム（株）のなかで北九州市へのレセプトデータの移動はないのか」「安川情報システム（株）に対して、個人情報の取扱いについてどのような指示やマネジメントをしているのか」などを尋ねて明確にすることが大切だと思う。
- 承知した。
- 諮問書 3 ページ【5 個人情報を取り扱う作業の留意点（2）責任者の配置】に「担当者には受託者宛に、個人情報の漏えいにかかる誓約書の提出を義務付ける。」と記載されているが、できれば都築電気（株）から市へ、誓約書のコピーを提出してもらえるとよい。それから、安川情報システム（株）には本業務の担当者がどのくらいいるのか、どのように抽出作業をしているのか、私物の管理を適切にしているかなどを都築電気（株）に聞いて確認してもらいたい。
- これは総務課への意見だが、今後、再委託するケースが多くなった場合は、各所管の負担を減らすために、これまでにこの会議で議論したことをまとめたマニュアルを作成し、庁内に周知するとよいと思う。

（情報公開係）

数年前、再委託先から個人情報漏えいする事件が各地であった。その時に一度、各所管に再委託の契約はあるか聞いたところ、情報システム関係の契約では再委託が複数あったが、他の所管はほとんどなかった。最近になって他の所管でも、システム利用が絡んだもので再委託になるケースが出始めている。再委託ケースが増えるようならマニュアルも検討していく。

- 国保連が第 1 段階の仕分けとして、結核性疾病・精神病に明らかに関係ないレセプトを除く作業をし、それから残りのレセプトデータを受託者に渡すことはできないのか。もしくは国保連で今回の抽出作業を行うことはできないか。
- 現段階では、本事業で求めるレベルまで国保連でレセプトの仕分け・抽出をすることは技術的に難しい。
- 以前も同様の議論があったが、1 市が国保連に抽出用システム導入をお願いしても取り合ってくれないと思うので、各自治体が連携してお願いする必要がある。大量の個人情報を含んだデータがあり、漏えいする危険があるならば、民間事業者への委託を回避する動きも検討するべきではないか。
- 本委託事業は、国民健康保険が都道府県化されるまで行うのか。
- 都道府県化された以降も委託可能と考えている。国民健康保険は 2030 年度に都道府県化され、財務的な運営母体が市町村から都道府県に移行する。しかし、医療費の適正化事業や国民健康保険税の料率の決定や収納事務については市の事業として残る見込みなので、国調整交付金の申請も市に残ると予想している。
- 先ほど年に 7000 万円の歳入が見込まれると言っていたが、今後も毎年同額

程度を見込めるのか。

- 結核性疾病・精神病の医療給付費がある程度多いという状況が続けば、見込めるものと考えている。
- 1番の問題となるのが再委託である。委員が言うまでもなく市は気をつけていると思うが会の意見をまとめると、再委託先の安川情報システム（株）でどのように個人情報を取り扱われるかについて念をいれて確認すること。市が契約仕様書で都築電気（株）に求めていることと、都築電気（株）と安川情報システム（株）間で結ぶ「機密保持契約書」「個人情報の保護に関する覚書」で取り交わしている内容が合致しているかどうか突合せを行うこと。都築電気（株）と安川情報システム（株）で取り交された契約内容の確認をできる限り行うこと。安川情報システム（株）の作業場所は東京なのか、作業人員やレセプトデータの抽出方法についてもきちんと都築電気（株）に問い合わせること。USBメモリの受け渡し方法は手渡しも検討中とのことだが、より安全性の高い方法に決めるようお願いする。今の時代やむを得ないと思うが、これだけの情報量を再委託するので重々チェックをお願いする。

（4）報告

- ・独立行政法人通則法の改正等に伴う「東村山市個人情報保護に関する条例」の一部改正

（情報公開係長）

「平成26年12月定例会 議案資料」という資料をご覧いただきたい。12月の市議会に、個人情報保護条例と情報公開条例を一部改正する議案を提出して可決され、12月26日に公布されたので報告する。改正点は2点である。

一つ目は、「独立行政法人通則法」という法律が改正され、役員及び職員の身分を国家公務員とする独立行政法人が、「特定独立行政法人」から「行政執行法人」へ名称が変わった。両方の条例で「特定独立行政法人」という文言を使っていたため、これを「行政執行法人」に改正したものである。

個人情報保護条例第11条の2のなかで、旧条例では「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」となっているところを「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改正した。これは法律改正に伴い文言を変えただけで、条例内容に実質的な変更はない。

改正点の二つ目は、個人情報保護条例第27条第2項のなかで、「個人情報取扱事業者」の定義を、「個人情報の保護に関する法律第2条に規定する個人情報取扱事業者」としていたのを、「第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者」と第2条の後に第3項を追加したものである。個人情報保護法ができた当初から法律の第2条第3項が「個人情報取扱事業者」の定義だったが、条例には「第2条」と条までしか引用条項を定義していなかった。より正確に引用条項を定義するため、第3項を追加したものである。

今回の条例改正は、独立行政法人通則法の改正が施行される平成27年4月1日から施行となる。

※委員意見および総務課の回答

- 「特定独立行政法人」が「行政執行法人」に名称変更になった理由はなにか。
- 従来の独立行政法人は「特定独立行政法人」と「それ以外の独立行政法人」の

二つの分類だったが、今回の改正で独立行政法人を業務の特性を踏まえ、三つに分類した。そのなかのひとつである「行政執行法人」のみ、特定独立行政法人と同様に役員及び職員の身分を国家公務員としている。具体的には、造幣局など業務が停滞すると国民生活に著しい支障を与えてしまう7つの法人が「行政執行法人」に分類された。この7法人は、もともと8法人あった特定独立法人のうちの7法人である。あとの2つは、研究開発業務を主として5年から7年の中長期的な目標・計画に基づき業務を遂行していく法人（国立研究開発法人）と、3年から5年の中期的な目標・計画で業務を遂行していく法人（中期目標管理法人）である。

- 個人情報保護条例と情報公開条例の両条例のなかに、「地方独立行政法人」の文言があるが、これについては「地方行政執行法人」のような名称変更はないということでのよいのか。

→ その通り。

- 内閣参事官がインターネットに掲載していた資料を参考までに読ませていただくと、「従来、全法人を一律に規定していた現行制度を見直し、業務の特性に応じて独立行政法人を三つに分類した。一つ目が中期目標管理法人、二つ目が国立研究開発法人、三つ目が行政執行法人である。」となっている。

・東村山市地域包括支援センターから国保連合会へ介護給付費を請求する際の伝送方法の変更（ISDN回線からインターネット回線へ）

（情報公開係長）

「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」という資料をご覧ください。

市が委託している介護保険関係の業務において、受託者である地域包括支援センターが個人情報を外部（国保連）に伝送しているが、この通信回線の種類が変わる。センターから国保連への伝送については、厚生労働省令に「電気通信回線の接続により国保連に提出できる」と定められており諮問事項ではないが、全国的な動きなので情報提供として報告する。

市は、市内5か所の地域包括支援センターを社会福祉法人に委託して運営している。地域包括支援センターでは、要支援・要介護状態になる前の高齢者を対象に、体力の低下等を防ぐための介護予防サービスという事業を行っている。地域包括支援センターは介護予防サービスを利用者に提供したときは、1か月間に提供したサービスの種類、時間数などを利用者ごとに「給付管理票」という票にまとめ、介護予防給付費の請求書と一緒に、国保連へ送って支払いをうける形になっている。これまで地域包括支援センターから国保連へ請求書等を送付する際は、市が各センターに用意した「伝送用ソフト」が入っている専用パソコンから、ISDN回線を使って伝送していた。

事業者から国保連への介護給付費等の請求方法は厚生省令で決められており、これまではISDN回線による伝送か、電子媒体（FD、MOなど）、又は紙媒体で行うものとされていた。これが26年8月の厚生省令の改正により、伝送については平成26年11月以降、インターネット回線により請求することが可能となった。そして、ISDN回線による請求は平成30年3月末までで終了となる予定である。

市内の地域包括支援センターは、電子証明書を取得するなどインターネット回線による請求の準備が出来次第、切り替えていく予定である。切り替え後は市が用意したパソコンは返却してもらい、事業者自身が用意したパソコンとイ

インターネット回線で伝送を行う。

この伝送方法の変更は地域包括支援センターに限ったものではなく、全ての介護保険サービス事業者が対象である。現在も全国の82.5%の事業者がISDN回線による伝送を行っているので、それ以上がインターネット回線による請求に切り替えると見込まれている。

※委員意見および総務課の回答

- サイバー攻撃に対するインターネットの防御力および復元力が要求されているなかで、地域包括支援センターにITセキュリティに関する知識を持つ職員がいるのかどうか気になる。それから、地域包括支援センターは市の組織とは異なるのか。
 - 市とは別組織である。
- 地域包括支援センターの運営は、社会福祉法人に委託しているのか。
 - その通り。
- インターネット回線につないで伝送するパソコンの管理は、地域包括支援センターが責任を持って行うということなのか。
 - その通り。
- そうすると、地域包括支援センターが所持しているパソコンがサイバー攻撃を受けた場合を考え、市の情報政策課などの職員が技術指導できる体制の構築が必要ではないか。
 - 本事業については国保連がヘルプデスクを設けているので、トラブルが起きた際は国保連が対処できる体制になっている。
- トラブル発生後のヘルプはあるが、予防処置のサービスはあるのか。
 - 事前にトラブルの予防策に関する指導がなされるかということによいか。
- その通り。そのようなサービスが提供されるのかどうか、事前に国保連に確認した方が安心である。情報政策課のフォローがあるので市のパソコンはサポートされているが、外部組織の場合はITセキュリティに関するサポートを得られていないと思うので少し心配である。
 - 地域包括支援センターを運営している社会福祉法人は比較的規模が大きいので、パソコンに関する知識は一定程度あると思う。一方で規模が小さい介護保険サービス事業者になるとパソコンの知識をあまり持っていないことが多いので、国保連の方で、最低限これだけの対策を講じてほしいといった事業者への周知は考えていると思う。必要なITセキュリティ対策の周知や各事業者へのアドバイス・サポートなどを国保連がどこまで行うつもりなのかについては、所管である高齢介護課を通じて確認を依頼する。
- NPO法人で数人で作業しているところは、ほとんどパソコンについてサポートを受けていない場合もある。伝送回線の変更をするのであれば、国保連も事業者をサポートすべきだと思う。

・平成26年度第2、第3回審議会で出された意見に対する所管課からの回答 (総務課)

(情報公関係主事)

前回と前々回の審議でいただいたご意見について回答を報告する。いつもは回答を読み上げて報告しているが今回はご質問の数が多いため、回答文書と別紙参考資料を皆様にお配りした。諮問第6号から第8号について各課から出された回答の主な

箇所のみ説明する。

- 諮問第6号の眼科検診業務委託（健康課）
 - 各医療機関では受診票をどのように保管する予定なのか（カルテに挟む、別保存など）。5年保管後にどのように廃棄する予定なのかも医師会を通じて確認してほしい。
 - 各医療機関の受診票の保管・廃棄について「各法律の縛りもあり、基本的には各医療機関の判断に任せているため医師会として統一的体制はとっていない。現状では、カルテに綴じるところもあれば、束で保管しているところもあり、保管や廃棄方法は様々であるが、各医療機関の責任のもと保管および廃棄している。」との回答を得ている。

- 諮問第7号 老人クラブ補助対象会員名簿の住民基本台帳との照合業務（住民基本台帳情報の目的外利用）（高齢介護課）
 - 住所・氏名・生年月日は個人情報のなかでも個人を特定する上で重要な項目なので、老人クラブの会員の間であっても、異動届に書いた個人情報が他の会員に漏れないように努めるべきだと思う。補助対象会員異動届を一人一枚の様式に変えることを会長会等で再度協議してほしい。
 - 補助対象会員異動届については、老人クラブの意向があり現在の様式にしているが、再度次回の老人クラブ会長会で検討する。ただ、今年度は老人クラブの意向もあるので様式を変更せずに実施していきたいと考えている。その際、会員の個人情報が漏れないように、記入が済んだ欄には目隠しテープを張る等の配慮を会長にきちんと要請する。

- 諮問第8号 東村山市防災行政無線メール配信業務委託（防災安全課）
 - 本業務ではメールアドレスの登録・解除を市民自身が行うので、登録されたメールアドレスが間違っている若しくは変更されていることがあるかと思う。登録されているメールアドレスが正確かどうか、定期的に登録者全員に確認メールを送信するといった運用を検討してもらいたい。
 - メールアドレス登録の際は、専用のアドレスにメールをお送りいただく事で自動的に登録が出来るようになっているので、登録時点での誤りは無いと考えている。テストメールの配信については、基本機能としてテストグループを設定出来るようになっているので、任意のタイミングで配信が可能である。年1回程度の配信となってしまうかと思うが、市報やホームページでテストメールを行う日の周知と合わせて検討していく。
 - 障害のある方の災害時の救援については、メール配信が始まることを社会福祉協議会に伝えて、ぜひ連携して防災対策を進めてもらいたい。
 - 社会福祉協議会とは、避難所運営連絡会等で災害時の対応について協議を行う機会があるので、メール配信の開始について周知・啓発方法など協議し、防災対策を進めていく。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページなどでの公表はしま

せん。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。